

公益財団法人日独文化研究所

役員及び評議員に対する報酬等並びに費用に関する支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日独文化研究所（以下、「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。
報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 公益財団法人日独文化研究所定款第13条及び第28条に基づき、役員及び評議員は無報酬とする。

(費用)

第4条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用又は交通費については、実費相当額を請求のあった日から遅延なく支払う。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(細則)

第6条 この規程の施行に際して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会が行う。

附則

第1条 この規程は、この法人が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

2 平成27年6月15日、一部改正。